

平成 22 年 5 月 26 日
文部科学省 高等教育局
大学振興課 大学改革推進室

各大学院における「大学院教育振興施策要綱」 に関する取組の調査結果について（平成 20 年度）

1. 調査の目的

本調査は、「大学院教育振興施策要綱」（平成 18 年 3 月文部科学省）を踏まえ、大学院教育振興に係る個別の取組施策の達成状況等について毎年度確認を行い、体系的かつ集中的な施策展開を図るために、平成 18 年度から開始したものである。

2. 調査方法等

- ・調査対象：大学院を置く全ての国公私立大学 597 大学
- ・調査方法：大学院を置く全ての国公私立大学に対し調査票を送付し、記入後、調査票を回収。
- ・実施時期：平成 21 年 9 月～11 月
- ・回答率：100%

3. 調査結果

博士の学位授与の円滑化に関する取組状況、大学院学生に対する経済的支援に関する取組状況、補完的な教育プログラムの策定状況、リカレント教育の実施状況、専門分野ごとの自己点検・評価の実施状況、外国人学生・教員の受入れ状況等についての調査結果は別添の通り。

「大学院教育振興施策要綱」に関する取組の調査結果について（平成20年度）（概要）

「大学院教育振興施策要綱」において、国が取組状況を調査・公表すると示された事項について、全ての大学院を置く国公立大学に対して調査を実施した結果は以下の通り。

1. 博士の学位授与の円滑化に関する取組状況

- 学位授与の円滑化に関する取組を実施している研究科割合が大幅に増加。
学外審査委員の登用 88.9%（19年度から 35.3%増）、論文発表会の公開 84.6%（17.9%増）、
中間発表の実施 68.5%（8.9%増）、複数教員による論文指導体制の構築 69.8%（13.4%増） 等
- 博士の標準修業年限内での学位授与率は若干の低下。・・・平均 41.4%（0.7%減）
分野別内訳：人文科学 7.4%、社会科学 15.9%、理学 47.0%、工学 48.0%、農学 49.6%、
保健 54.9%、家政 31.8%、教育 19.4%、芸術 35.0%、その他 34.3%

2. 大学院学生に対する経済的支援に関する取組状況

- 経済的支援に関する取組を実施している大学割合が増加。
大学独自の奨学金制度 61.1%（8.7%増）、学費支払が困難な学生への授業料免除 38.0%（0.9%増）、
外部資金でのTA・RA雇用 21.3%（1.6%増）、内部資金でのTA・RA雇用 64.7%（5.9%増） 等
- 大学院全体のTA（ティーチング・アシスタント）数が増加。TA採用学生数：79,034人（2,663人増）
修士課程 63,116人（修士全体の38.2%（2.0%増））
博士課程 15,660人（博士課程学生全体の21.1%（0.7%減））
→雇用財源別に見ると、TA学生のうち97.0%が基盤的経費等で雇用されている。
- 大学院全体のRA（リサーチ・アシスタント）数が増加。RA採用学生数：13,410人（1,713人増）
博士課程 12,025人（博士課程学生全体の16.2%（1.2%増））
→雇用財源別に見ると、RA学生のうち51.1%が基盤的経費等、43.3%が競争的資金で雇用されている。金額の実績ベースだと、56.6%が競争的資金へ依存している。

3. その他

- 「大学院教育振興施策要綱」に掲げられた取組については、取組を実施している大学割合が増加。
 - ・補完的な教育プログラムを策定又は検討している大学の割合：63.0%（6.2%増）
 - ・社会人のリカレント教育に関する取組を実施又は検討している大学の割合：70.0%（0.7%増）
具体的取組：学位以外の修了証を与える教育プログラムを実施：14.4%（4.4%増） 等
 - ・専門分野ごとの自己点検・評価を全ての研究科又は専攻で実施した大学の割合：68.7%（16.8%増）
 - ・自己点検・評価を実施した大学のうち、当該評価結果を公表している割合：90.2%（12.7%増）
 - ・外国人学生受入に関する取組を実施又は検討している大学の割合：79.9%（3.5%増）
 - ・外国人教員受入に関する取組を実施又は検討している大学の割合：47.4%（5.9%増）
- 平成20年度の学校基本調査の「卒業後の状況調査」の補足調査を実施した結果、博士課程修了者に占める「ポスドク等」の割合が判明。
「就職者」10,239人のうち「ポスドク等」は1,121人
「一時的な仕事に就いた者」と「左記以外の者」の合計4,035人のうち「ポスドク等」は1,106人

各大学院における「大学院教育振興施策要綱」 に関する取組の調査結果について（平成20年度）

- ・本調査は、大学院を置く全ての大学（学生募集停止の大学を除いた、国立85大学、公立65大学、私立447大学の計597大学）を対象として実施。回収率は100%。
- ・本文中の調査結果に続く括弧内の数値は、各設問における前年度の調査結果。

1. 博士の学位授与の円滑化に関する取組状況

<「大学院教育振興施策要綱」で示された取組>

◇ 各大学院における学位授与の円滑化に関する取組や学位授与状況を調査・公表する等により、学位授与の円滑化に関する積極的な取組を促す

(1) 標準修業年限内での学位授与率（表1-1、図1-1）

平成20年度の学位授与率（平成20年度の学位授与対象者（5年一貫制：16年度入学者、医歯獣医学：17年度入学者、区分制（後期）：18年度入学者）のうち、平成20年度までに学位を授与された者の割合）は、41.4(42.1)%となっている。自然科学系の分野は、いずれも50%に近い値である一方、人文科学分野では7.4(7.2)%、社会科学分野では15.9(16.3)%である等、分野により大きな差が見られる。また、平成17年度から20年度までの経年変化を見ると、いずれの分野においても、概ね横ばい傾向にある。

(2) 標準修業年限に対する超過年数（表1-2）

平成20年度に学位（課程博士）を授与された者を対象に、標準修業年限に対する超過年数を調査したところ、自然科学系の分野では、いずれも50%以上が標準修業年限での授与となっている一方、人文科学分野では授与者の36.5(34.2)%が標準修業年限を4年以上超過してからの学位授与となっている。

(3) 学位授与の円滑化に関する取組（表1-3、4、図1-2）

全ての大学院・研究科（調査対象は博士課程を持つ大学院のみ）において、何らかの取組の実施又は検討を行っており、特に、①論文要旨・審査結果要旨の外部への公開(90.7%)、②学位審査委員名の公表(87.4%)、③学外審査委員の登用(88.9(53.6)%）、④論文発表会の公開（84.6(66.7)%）、⑦研究進捗状況に関する中間発表の実施(68.5(59.6)%）、⑨学位の年間複数回申請化(71.1(62.1)%）、⑫複数教員による論文指導体制の構築(69.8(56.4)%）、⑬留学生の英語等による論文作成の許可(72.8(59.1)%）については、3分の2以上の研究科で実施されている。また、平成18年度から20年度までの経年変化を見ると、いずれの取組についても、平成18、19年度と比較して平成20年度の実施割合が大幅に増加している。

表 1-1 博士の標準修業年限内での学位授与率（平成 20 年度、分野別）

	国立	公立	私立	合計
人文科学	5.5% (39/709)	14.5% (9/62)	8.7% (65/749)	7.4% (113/1,520)
社会科学	21.1% (161/762)	26.9% (28/104)	10.8% (110/1,014)	15.9% (299/1,880)
理学	46.8% (635/1,358)	38.9% (49/126)	56.3% (81/144)	47.0% (765/1,628)
工学	47.8% (1,650/3,452)	48.9% (92/188)	48.7% (319/655)	48.0% (2,061/4,295)
農学	48.3% (532/1,102)	35.9% (14/39)	67.6% (73/108)	49.6% (619/1,249)
保健	53.1% (2,045/3,849)	48.8% (216/443)	62.0% (843/1,359)	54.9% (3,104/5,651)
家政	— (0/0)	23.8% (5/21)	39.1% (9/23)	31.8% (14/44)
教育	19.3% (55/285)	— (0/0)	19.5% (26/133)	19.4% (81/418)
芸術	44.9% (31/69)	33.3% (11/33)	27.2% (22/81)	35.0% (64/183)
その他	36.5% (572/1,569)	14.8% (16/108)	30.5% (105/344)	34.3% (693/2,021)
合計	43.5% (5,720/13,155)	39.1% (440/1,124)	35.9% (1,653/4,610)	41.4% (7,813/18,889)

（平成 21 年 3 月末現在 大学院活動状況調査）

- 学位授与率は、20 年度の学位授与対象者（5 年一貫制：16 年度入学者数、医歯獣医学：17 年度入学者数、区分制（後期）：18 年度入学者数）のうち、20 年度までに学位を授与された者（入学者中で「優れた研究業績を上げたため早期に修了した者」を含む）の割合を示している。

図 1-1 博士の標準修業年限内での学位授与率（平成 17~20 年度の推移、分野別）

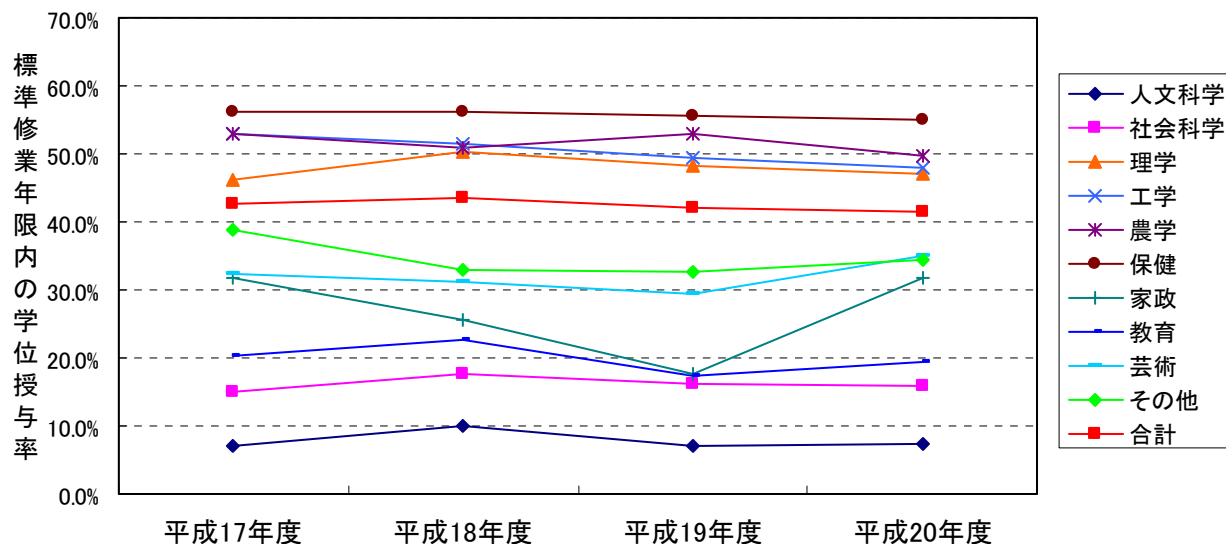


表 1-2 平成 20 年度学位授与者（課程博士）のうち、標準修業年限からの超過年別割合（分野別）

	標準修業年限	1 年超過	2 年超過	3 年超過	4 年以上超過
人文科学	15.1% (97/644)	13.0% (84/644)	14.0% (90/644)	14.6% (94/644)	36.5% (235/644)
社会科学	31.2% (272/873)	20.3% (177/873)	14.7% (128/873)	11.6% (101/873)	15.9% (139/873)
理 学	58.8% (725/1,233)	22.3% (275/1,233)	7.5% (92/1,233)	4.5% (56/1,233)	1.7% (21/1,233)
工 学	50.1% (1,690/3,372)	24.8% (835/3,372)	6.9% (232/3,372)	3.5% (118/3,372)	2.3% (79/3,372)
農 学	61.8% (570/922)	21.7% (200/922)	6.3% (58/922)	2.6% (24/922)	2.3% (21/922)
保 健	64.0% (2,939/4,589)	16.2% (744/4,589)	8.7% (398/4,589)	4.3% (199/4,589)	3.4% (155/4,589)
家 政	58.3% (14/24)	20.8% (5/24)	8.3% (2/24)	4.2% (1/24)	4.2% (1/24)
教 育	40.3% (75/186)	24.2% (45/186)	8.1% (15/186)	10.2% (19/186)	12.9% (24/186)
芸 術	47.6% (60/126)	23.8% (30/126)	10.3% (13/126)	6.3% (8/126)	4.8% (6/126)
そ の 他	47.8% (584/1,223)	22.6% (277/1,223)	7.6% (93/1,223)	4.9% (60/1,223)	7.4% (90/1,223)
合 計	53.3% (7,026/13,192)	20.3% (2,672/13,192)	8.5% (1,121/13,192)	5.2% (680/13,192)	5.8% (771/13,192)

（平成 21 年 3 月末現在 大学院活動状況調査）

表 1-3 博士の学位授与の円滑化に関する取組（複数回答）

	国立 (研究科数：304)	公立 (研究科数：113)	私立 (研究科数：770)	合計 (研究科数：1,187)
①学位論文の要旨及び当該論文審査の結果の要旨を、外部からの閲覧希望者が容易に閲覧できる方法（ウェブサイトや図書館など）で公開している	288 (94.7%)	105 (92.9%)	684 (88.8%)	1,077 (90.7%)
②学位審査に係る委員名を公表している	277 (91.1%)	89 (78.8%)	672 (87.3%)	1,038 (87.4%)
③学位審査において、学外の審査委員を登用している	290 (95.4%)	94 (83.2%)	671 (87.1%)	1,055 (88.9%)
④論文発表会を公開で実施している	289 (95.1%)	103 (91.2%)	612 (79.5%)	1,004 (84.6%)
⑤指導教員が学位審査に関与しないこととしている	52 (17.1%)	10 (8.8%)	46 (6.0%)	108 (9.1%)

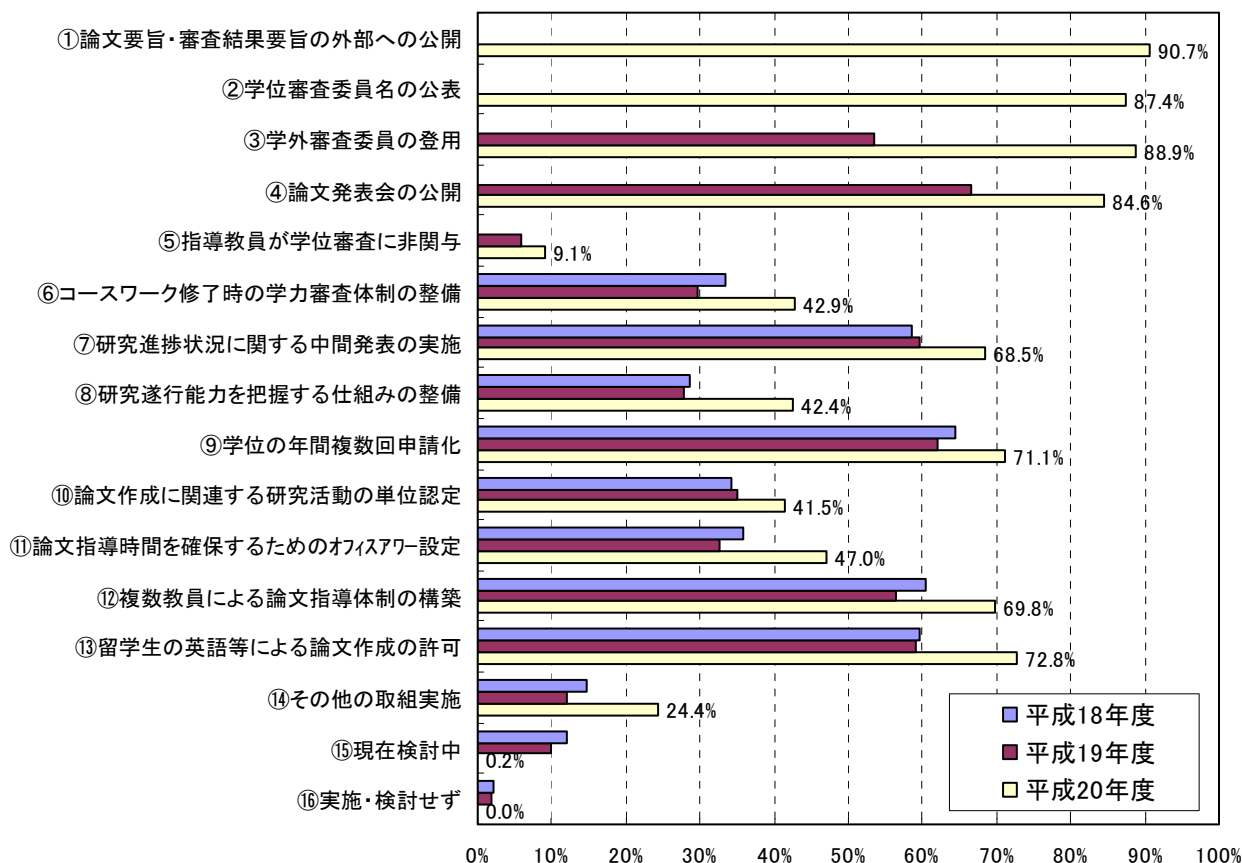
（平成 21 年 5 月 1 日現在 学位審査体制状況調査（調査対象は博士課程を持つ大学院のみ））

表 1-4 博士の学位授与の円滑化に関する取組 その2 (複数回答)

	国立 (研究科数：297)	公立 (研究科数：100)	私立 (研究科数：744)	合計 (研究科数：1,141)
⑥コースワーク修了時に、学生からの申請に基づき、当該学生が一定期間内に博士論文を提出できる段階に達しているか否かを審査する仕組みを整備している	155 (52.2%)	56 (56.0%)	278 (37.4%)	489 (42.9%)
⑦学位論文に係る研究の進捗状況に関する中間発表を実施する仕組みを整備している	202 (68.0%)	78 (78.0%)	502 (67.5%)	782 (68.5%)
⑧学生の研究遂行能力を適切に把握するため、適宜口頭試験を実施するなど、専攻分野等の理解度を確認する仕組みを整備している	153 (51.5%)	48 (48.0%)	283 (38.0%)	484 (42.4%)
⑨学位申請を年間に複数回申請できる仕組みを整備している	276 (92.9%)	78 (78.0%)	457 (61.4%)	811 (71.1%)
⑩学位論文の作成に関連する研究活動などを単位として認定し、その指導を強化している	186 (62.6%)	50 (50.0%)	237 (31.9%)	473 (41.5%)
⑪確実に論文指導の時間を確保するためのオフィスアワーを設定している	159 (53.5%)	58 (58.0%)	319 (42.9%)	536 (47.0%)
⑫複数の指導教員による論文指導体制を構築している	257 (86.5%)	83 (83.0%)	456 (61.3%)	796 (69.8%)
⑬留学生に対して英語等による論文作成を認めている	284 (95.6%)	78 (78.0%)	469 (63.0%)	831 (72.8%)
⑭その他の取組を行っている	76 (25.6%)	25 (25.0%)	177 (23.8%)	278 (24.4%)
⑮取組を実施することを現在検討している	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.3%)	2 (0.2%)
⑯取組の実施も検討も行っていない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(平成21年3月末現在 大学院活動状況調査 (調査対象は博士課程を持つ大学院のみ))

図 1 - 2 博士の学位授与の円滑化に関する取組（平成 18～20 年度の推移）



注：平成 20 年度調査では、研究科独自の取組ではないものの、大学全体での取組を受けて実施している場合は「実施」に該当すること、「現在検討中」はその他いずれの取組も実施していない場合のみ該当することを明確化。

【具体的な取組の例】

- ・ 学位取得までのプロセスを「履修の手引」に掲載し、それに従った研究指導を実施している。
- ・ 入試出願時における「研究計画書」の提出や、入学後、各学期・年度ごとの進捗状況を明らかにするための「研究計画書」、「年次報告書」、「年次研究計画書」の提出を義務付けている。
- ・ 前期課程において、中間報告、口頭試問を実施し、後期課程において、公開の口頭試問を実施している。
- ・ 学位申請までのプロセスを明示し、各プロセスにおける審査を通過しない限り、学位請求を出来ないようにしている。また、学外での査読論文投稿及び全国大会での学会発表を学位請求前に義務づけることで、学位請求の透明性の確保を実現している。
- ・ 年度初めに「研究計画書」、年度末に「自己評価書」及び「指導教員の所見」の提出を義務付けている。
- ・ 博士課程の学位論文審査を中間審査と最終審査の 2 段階としている。
- ・ 学位授与の円滑化と制度化を図るための「博士論文提出資格試験」制度を導入している。
- ・ 学位論文を提出する要件としてステージ制（教育ステージ、研究ステージ）を導入し、各ステージでポイントを獲得しながら、博士論文作成に向けた研究・指導を客観的な尺度で行えるようにしている。
- ・ 平成 19 年度から指導教員は、一年間の研究指導の計画を学生にあらかじめ明示するために、学生ごとに学位論文等の作成に対する研究指導計画書を作成し、研究科長に提出すること、平成 20 年度からは、学生は、年度毎に研究・研修実績報告書を提出することとしている。
- ・ 主指導教員に加え、2 名の副指導教員を付け、修士課程入学直後、M2 進学时（中間発表）、修士論文執筆前、博士課程進学时、D2 の秋（中間発表）、博士論文執筆前に面談する機会を設け、個々の指導内容を記録している。

- ・ 博士課程1年次において「研究テーマ選定会議」を設けている。当該会議では、学生が指導教員に対してプレゼンテーションを行い、研究内容の理解を深めるとともに、研究実施計画に関する様々な助言を受ける機会となっている。修士課程については、1年次に研究テーマ選定要旨を提出させ、書類上での審査を実施している。
- ・ 学位取得に向けた実質的活動として、①学位取得の目標となる研究の質・量の明示化、②教員サポートによる学生の研究立案、遂行、発表の支援、③学生主体のシンポジウムの支援、他研究科の院生との交流、フィードバックの推進、④統計、英語等に関する支援チームの編成、⑤学位達成度フィードバック体制、⑥外部ピア研究者によるプログラム評価を実施している。
- ・ 指導教員と共に、研究指導及び学位論文の作成等に対する指導を担当する教員「学位論文指導教員」を指名することができる。
- ・ 博士課程（後期）学生は、週に1回指導教員が実施する博士論文作成指導を含む研究指導を受け、加えて月に1回指導教員を含む3名の教員が実施する集団指導の中で、博士論文に係る研究の進捗状況に関する中間発表を実施している。また、学生が一定期間内に博士論文を提出できる段階に達しているか否かを、年2回実施する「博士候補者資格試験」において審査している。
- ・ 複数の指導教員によるアカデミックカウンセリングを実施し、カウンセリングの内容をカルテに記載するとともに、第三者がその内容をチェックできるシステムがある。
- ・ 学位論文の執筆や学会での発表を英語で行うため、英語論文の執筆方法やプレゼンテーションの方法について、外国人研究者による指導を実施している。
- ・ 学位論文提出の手引き（留学生向けは英語版）を作成している。
- ・ 副査については学位申請者の所属する領域以外の教員を必ず1名以上含めることとしている。
- ・ 審査会が必要と認めたときは、他の大学院又は他の研究所等の教員等に博士論文の審査を依頼することができる。
- ・ 社会人で博士課程を履修する者については、弾力的な指導、講義、実験等を行い、研究環境を整え、学位取得が円滑に出切る様、配慮がなされている。
- ・ 企業等との共同研究テーマを学位論文のテーマに含める場合には、「共同プロジェクト」として単位認定し、かつ企業等の研究者との指導も受けることを可としている。
- ・ 連携大学院制度の活用により、研究指導を強化している。

2. 大学院学生に対する経済的支援に関する取組状況

<「大学院教育振興施策要綱」で示された取組>

◇ 各大学院における奨学金や授業料免除などの経済的支援制度の状況を調査・公表する等により、各大学院の経済的支援制度の充実を促す

(1) TA・RA採用学生数(表2-1~4、図2-1、2)

TAについては、総数が79,034(76,371)人であり、修士課程(38.2(36.2)%)や博士課程(21.1(21.8)%)でその採用割合が高く、専門職学位課程(1.1(1.0)%)では殆ど採用されていない。また、RAについては、総数が13,410(11,697)人であり、博士課程(16.2(15.0)%)でその採用割合が高く、修士課程(0.8(0.3)%)や専門職学位課程(0.0(0.0)%)では殆ど採用されていない。なお、平成17年度から20年度までの経年変化を見ると、TAは修士課程で平成18年度から増加傾向にある一方、博士課程では概ね横ばい傾向にある。また、RAは博士課程で増加傾向にある。

次に、雇用財源別に見ると、TAに採用されている学生の殆ど(97.0(97.6)%)は基盤的経費等を財源に雇用されている。一方で、RAに採用されている学生の51.1(55.2)%)は基盤的経費等、43.3(42.0)%)は競争的資金、5.6(2.8)%)は寄付金等を財源に雇用されている。なお、金額の実績ベースで雇用財源を調査したところ、RAの競争的資金への依存度は56.6(54.1)%)であった。

(2) 大学院学生に対する経済的支援に関する取組(表2-5、図2-3)

97.7(95.9)%)の大学院が何らかの支援の実施又は検討を行っており、特に、①大学独自の奨学金制度(61.1(52.4)%)、②学費の支払いが困難な学生への授業料免除(38.0(37.1)%)、⑤内部資金によるTA・RA雇用(64.7(58.8)%)、⑥留学生への特別奨学金や住居費補助等(45.1(40.3)%)については、3分の1以上の大学院で取組が実施されている。また、平成18年度から20年度までの経年変化を見ると、③優れた学生への授業料免除制度(30.5(28.6)%)、④外部資金によるTA・RA雇用(21.3(19.7)%)も含めて、いずれの取組についても、平成18、19年度と比較して平成20年度の実施割合が増加している。

- ・ 「TA(ティーチング・アシスタント)」・・・学部学生等に対するチュータリング(助言)や実験、実習、演習等の教育補助業務(具体的には、演習のディスカッションリーダー、レポート・試験等の採点など)を行い、これに対する手当てを支給される大学院学生。
- ・ 「RA(リサーチ・アシスタント)」・・・大学等が行う研究プロジェクト等の研究補助業務(具体的には、データ処理業務、各種実験の実施及び補助、研究設備の運転・整備等)を行い、これに対する手当てを支給される大学院学生。

表 2-1 TA採用学生数の割合（平成 20 年度実績）

	国立	公立	私立	合計
修士課程 (TA数/全在籍者数)	41.0% (38,870/94,887)	24.5% (2,362/9,626)	35.9% (21,884/60,909)	38.2% (63,116/165,422)
博士課程 (TA数/全在籍者数)	21.9% (11,306/51,614)	20.6% (917/4,445)	18.9% (3,437/18,172)	21.1% (15,660/74,231)
専門職学位課程 (TA数/全在籍者数)	1.7% (126/7,312)	0.0% (0/633)	0.9% (132/15,088)	1.1% (258/23,033)
合計 (TA数/全在籍者数)	32.7% (50,302/153,813)	22.3% (3,279/14,704)	27.0% (25,453/94,169)	30.1% (79,034/262,686)

表 2-2 TAの雇用財源別割合（平成 20 年度実績、上段は人数ベース、下段カッコ内は金額ベース）

	国立	公立	私立	合計
競争的資金	3.0% (4.0%)	7.8% (13.1%)	1.3% (0.9%)	2.7% (2.5%)
寄付金等	0.4% (0.5%)	0.1% (0.2%)	0.1% (0.0%)	0.3% (0.3%)
基盤的経費等	96.6% (95.5%)	92.1% (86.8%)	98.6% (99.0%)	97.0% (97.2%)

表 2-3 RA採用学生数の割合（平成 20 年度実績）

	国立	公立	私立	合計
修士課程 (RA数/全在籍者数)	1.0% (931/94,887)	1.0% (96/9,626)	0.6% (354/60,909)	0.8% (1,381/165,422)
博士課程 (RA数/全在籍者数)	19.6% (10,097/51,614)	5.3% (234/4,445)	9.3% (1,694/18,172)	16.2% (12,025/74,231)
専門職学位課程 (RA数/全在籍者数)	0.0% (0/7,312)	0.2% (1/633)	0.0% (3/15,088)	0.0% (4/23,033)
合計 (RA数/全在籍者数) (うちTAとしても採用)	7.2% (11,028/153,813) (3,230)	2.3% (331/14,704) (111)	2.2% (2,051/94,169) (426)	5.1% (13,410/262,686) (3,767)

表 2-4 RAの雇用財源別割合（平成 20 年度実績、上段は人数ベース、下段カッコ内は金額ベース）

	国立	公立	私立	合計
競争的資金	43.8% (60.8%)	38.4% (61.5%)	41.7% (41.2%)	43.3% (56.6%)
寄付金等	6.1% (5.0%)	3.0% (3.6%)	3.0% (0.9%)	5.6% (4.1%)
基盤的経費等	50.2% (34.2%)	58.6% (34.8%)	55.2% (58.0%)	51.1% (39.3%)

(平成 21 年 3 月末現在 大学院活動状況調査)

- ・ 「競争的資金」・・・競争的資金等の国からの競争的な補助金・委託費
- 「寄付金等」・・・寄付金等の国からの補助金・委託費以外の外部資金
- 「基盤的経費等」・・・運営費交付金、私学助成等補助金及び授業料収入等の内部資金

図 2-1 修士課程学生に対する支援の状況（平成 17～20 年度の推移）

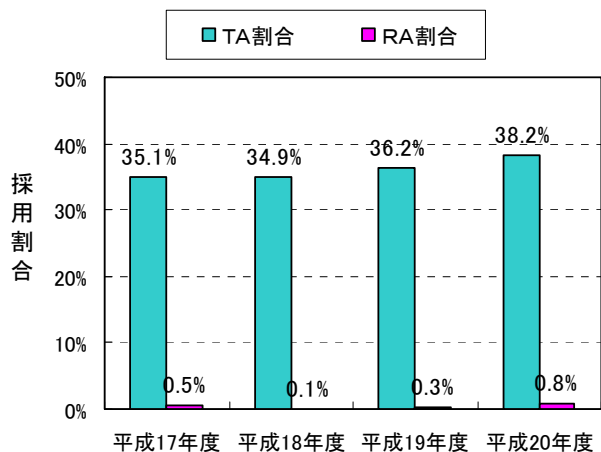


図 2-2 博士課程学生に対する支援の状況（平成 17～20 年度の推移）

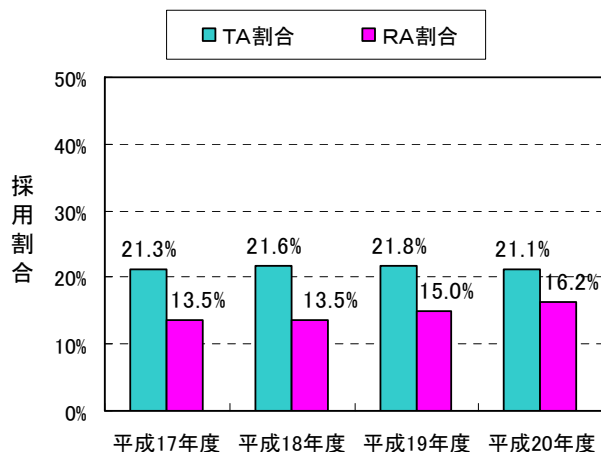
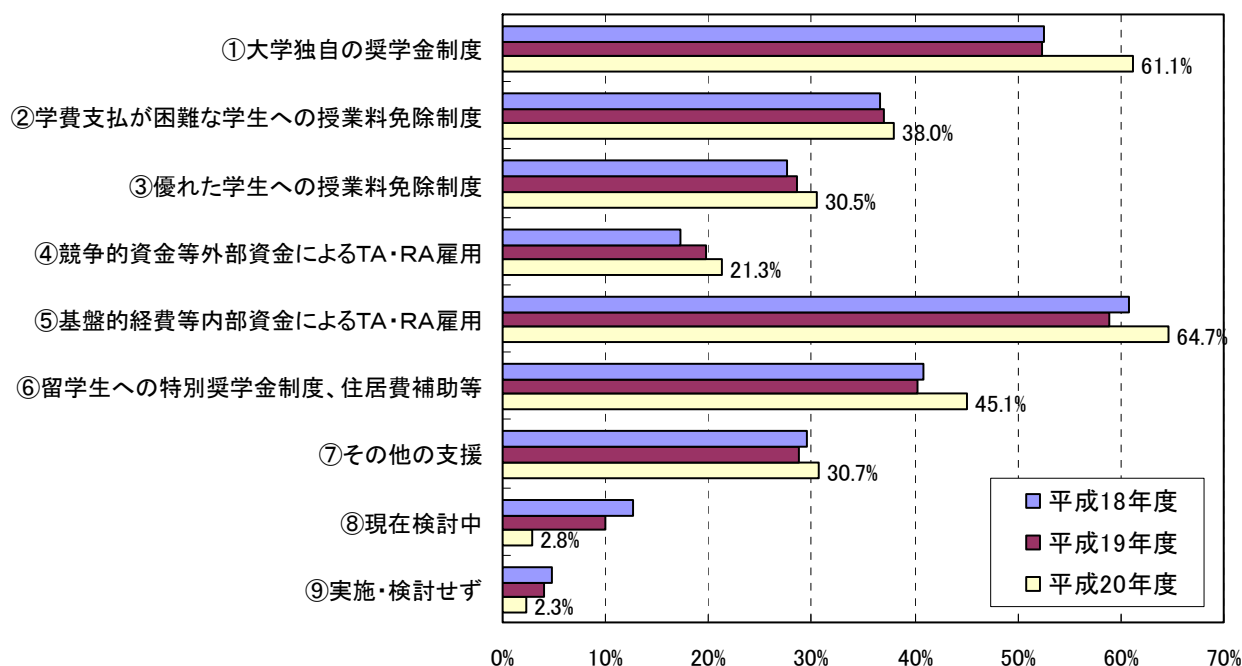


表 2-5 大学院学生に対する経済的支援に関する取組（複数回答）

	国立 (大学数：85)	公立 (大学数：65)	私立 (大学数：447)	合計 (大学数：597)
①大学独自の奨学金制度を実施	50 (58.8%)	16 (24.6%)	299 (66.9%)	365 (61.1%)
②学費の支払いが困難な学生に対して授業料を免除する制度を実施	81 (95.3%)	59 (90.8%)	87 (19.5%)	227 (38.0%)
③優れた学生に対して授業料を免除する制度を実施	45 (52.9%)	13 (20.0%)	124 (27.7%)	182 (30.5%)
④競争的資金や寄付金等の外部資金によるTA・RAの雇用を実施	50 (58.8%)	15 (23.1%)	62 (13.9%)	127 (21.3%)
⑤基盤的経費（国立大学法人の運営費交付金や私学助成等補助金）等の内部資金によるTA・RAの雇用を実施	81 (95.3%)	38 (58.5%)	267 (59.7%)	386 (64.7%)
⑥留学生に対して特別の奨学金制度の実施や、住居費の補助等を実施	50 (58.8%)	9 (13.8%)	210 (47.0%)	269 (45.1%)
⑦その他の支援を実施	43 (50.6%)	14 (21.5%)	126 (28.2%)	183 (30.7%)
⑧現在検討している	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (3.8%)	17 (2.8%)
⑨取組の実施も検討もしていない	0 (0.0%)	2 (3.1%)	12 (2.7%)	14 (2.3%)

（平成 21 年 3 月末現在 大学院活動状況調査）

図 2 - 3 大学院学生に対する経済的支援に関する取組（平成 18～20 年度の推移）



注：平成 20 年度調査では、「現在検討中」はその他いずれの取組も実施していない場合にのみ該当することを明確化。

【具体的な取組の例】

- ・ 海外の国際交流協定校に留学する大学院生に対して、学術奨励費を支給している。
- ・ 大学院生の国内外における学会・研究集会での研究発表及びフィールドワーク（留学を除く）に対し、学術奨励費を支給している。
- ・ 若手人材の自立促進を目的として、自由な発想のもとに主体的に研究課題等に取り組む機会を与え、その能力を十分に発揮できるような環境を整備するため、必要な資金を研究奨励金として支給している。
- ・ 大学院学生の学会活動を奨励し、学術研究の促進を図るために、その活動に必要な旅費等の経費の一部を援助している。
- ・ 大学院生が研究成果を学術雑誌に投稿する際の論文掲載料の全部又は一部を補助している。
- ・ 大学院学生が講義・演習等に関する資料の作成、また論文作成のための資料、文献等の複写を行う場合に一定の範囲内で援助している。
- ・ 学生から研究計画を公募し助成する研究助成制度を設けて、研究への助成を積極的に支援している。また、民間の研究助成制度への申請も推進している。
- ・ 私費外国人留学生に対し、修学を援助するために奨学金支給や授業料減免を行っている。また、学業成績優秀者奨励金、給付奨学金を設けている。
- ・ 留学生ステューデント・アシスタント（SA）及びチューターを雇用している。
- ・ 留学生の経済的支援を図るため、教職員有志、卒業生及び趣旨に賛同された一般の方々からの寄附金により、見舞金の給付、一時金の貸与奨学金の給付等の事業を実施している。
- ・ 大学院における特に優秀な私費外国人留学生に対し、研究奨励費を支給することにより、学術研究への取組を支援するとともに、諸外国からの優秀な留学生の受入促進に資する。
- ・ 外国人留学生の民間アパート借受等の際の保証人に関して機関保証制度を実施している。
- ・ 在学する私費外国人留学生に対し、日本語学習の意欲を向上させるため、日本語能力試験の受講料を援助している。
- ・ 金融危機による外国為替相場の急激で大幅な変動の影響を強く受けた国からの留学生に対して、就学

を支えるための緊急支援奨学金を支給している。

- ・ 私費外国人留学生の生活支援を目的として、本人の使用する自転車購入費用の一部を補助している。
- ・ 経済支援奨学生制度として以下の支給型奨学金制度を行っている。
利子補給奨学生：在学期間中の金利負担分を奨学金として支給。
家計急変奨学生：在學生であり、家計急変により修学困難な者に、授業料の25%相当額を支給。
災害見舞奨学生：在學生であり、火災、風水害などに被災した者に、20万円を上限額として支給。
- ・ シニア学生学費割引（入学時55歳以上の正規大学院生は、入学検定料を除く授業料等（授業料+施設費+維持費+教育充実費）を一般学生の授業料等の半額とする。）を実施している。
- ・ GPAが特に優れた成績優秀な学生、及び税理士試験の合格者などには授業料を免除する他、留学生については授業料や入学金の減免措置を図っている。
- ・ 入学試験成績上位者に対する入学料・授業料免除制度を実施している。
- ・ 地元の銀行や信用金庫と提携教育ローン制度の協定を締結している。
- ・ 介護・医療・福祉関係を目指す学生で、将来、地域で活動できる見込みの者に対し、地域の企業から寄附された奨学金を給付している。
- ・ 学生のベンチャー起業支援に係る経済的負担を支援するため、学生起業支援基金を設置している。
- ・ 博士前期課程において、指導教員に対して教育用経費を配分し、学生が研究内容に応じて、学会発表旅費、調査旅費、実験器具購入などに利用できるようにしている。
- ・ 自治体の入学奨励補助交付において、入学料の補助を実施している。
- ・ 所定の単位修得後、論文を作成するために標準修業年限以上在学する学生に対して、学費を減免している。

3. 補完的な教育プログラムの策定状況

<「大学院教育振興施策要綱」で示された取組>

- ◇ 多様な学修歴を有する学生に対する補完的な教育プログラムの策定状況を調査・公表する等により、各大学院の補完的な教育プログラムの積極的な提供を促す

(1) 他の大学等からの入学者の割合 (表3-1、図3-1)

平成20年度の大学院入学者のうち、他の大学等出身者の割合は、修士課程(32.1(33.3)%)、博士課程(39.0(38.3)%)と比較して、専門職学位課程(77.0(82.4)%)で高くなっている。

(2) 他の分野からの入学者の割合 (表3-2、図3-2)

平成20年度の大学院入学者のうち、他の分野で学んでいた者の割合は、修士課程(15.6(14.4)%)、博士課程(12.2(10.6)%)と比較して、専門職学位課程(40.3(39.4)%)で高くなっている。また、平成18年度から20年度までの経年変化を見ると、修士課程、博士課程、専門職学位課程いずれにおいても、その割合は増加傾向にある。

(3) 補完的な教育プログラムの策定状況 (表3-3、図3-3)

63.0(56.8)%の大学院において、多様な学修歴を有する学生に対して、当該課程の履修に必要な学修を補完する教育を提供するためのプログラムを策定、もしくは策定に向けた検討を行っている。また、平成18年度から20年度までの経年変化を見ると、プログラムを策定している大学院の割合は増加傾向にある。

表3-1 他の大学等からの入学者の割合 (平成20年度)

	国立	公立	私立	合計
修士課程 (他大学等出身者/全入学者)	33.3% (14,967/44,888)	43.4% (2,006/4,623)	28.6% (8,559/29,915)	32.1% (25,532/79,426)
博士課程 (他大学等出身者/全入学者)	41.4% (5,139/12,407)	44.4% (504/1,135)	31.6% (1,528/4,839)	39.0% (7,171/18,381)
専門職学位課程 (他大学等出身者/全入学者)	70.6% (2,272/3,218)	88.4% (275/311)	79.7% (5,155/6,469)	77.0% (7,702/9,998)

表3-2 他の分野からの入学者の割合 (平成20年度)

	国立	公立	私立	合計
修士課程 (他分野出身者/全入学者)	15.1% (6,790/44,888)	14.1% (654/4,623)	16.5% (4,927/29,915)	15.6% (12,371/79,426)
博士課程 (他分野出身者/全入学者)	12.9% (1,602/12,407)	12.0% (136/1,135)	10.4% (502/4,839)	12.2% (2,240/18,381)
専門職学位課程 (他分野出身者/全入学者)	35.1% (1,129/3,218)	35.0% (109/311)	43.1% (2,791/6,469)	40.3% (4,029/9,998)

(平成21年3月末現在 大学院活動状況調査)

- ・ 通信制課程は除く。また、秋季入学者等を含む。「修士課程」には、博士課程(前期)への入学者を含む。

図 3-1 他の大学等からの入学者の割合
(平成 18~20 年度の推移)

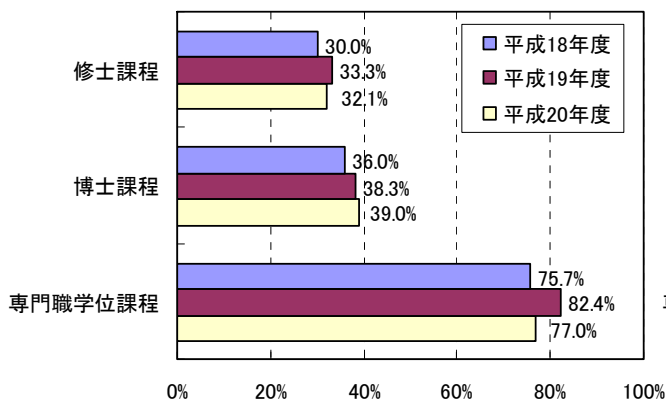


図 3-2 他の分野からの入学者の割合
(平成 18~20 年度の推移)

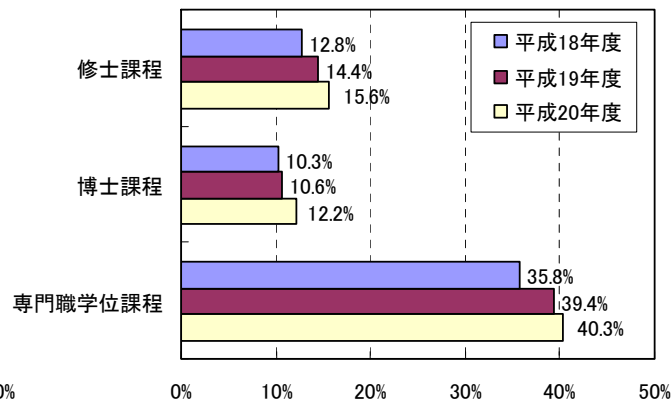
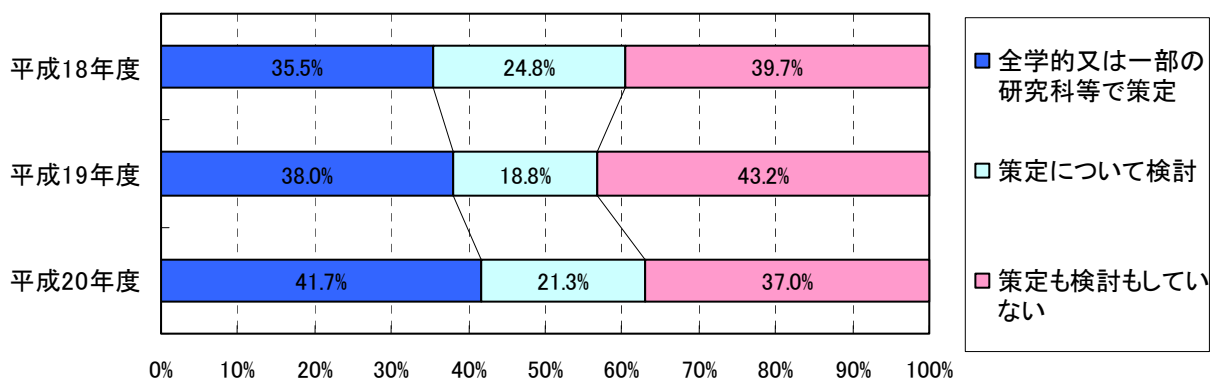


表 3-3 補完的な教育プログラムに関する取組

	国立 (大学数：85)	公立 (大学数：65)	私立 (大学数：447)	合計 (大学数：597)
①全学的又は一部の研究科等で策定している	63 (74.1%)	22 (33.8%)	164 (36.7%)	249 (41.7%)
②策定について検討している	5 (5.9%)	8 (12.3%)	114 (25.5%)	127 (21.3%)
③策定も検討もしていない	17 (20.0%)	35 (53.8%)	169 (37.8%)	221 (37.0%)

(平成 21 年 3 月末現在 大学院活動状況調査)

図 3-3 補完的な教育プログラムに関する取組 (平成 18~20 年度の推移)



【具体的な取組の例】

- ・ 教育系学部出身者ではない学生、あるいは、大学卒業後年数を経て入学してくる社会人学生のために、学部の授業科目を履修することを認め（自由選択科目）、当該学部の授業科目を大学院の修了要件単位として一定単位数を認定している。
- ・ 科目等履修として、学部レベルの授業を履修し、単位を修得できる制度を設けている。
- ・ 指導教員及び講座主任等が判断した場合は、4 単位に限り学部の授業科目を受講させ、授業担当教員及び指導教員から与えられた特別課題を行うことで大学院の授業科目として認定している。
- ・ 他学部出身者などが、専門基礎知識が不十分な分野については、認定試験に合格するか、又は学部開講

科目をリメディアル科目として受講し合格の認定を受けることを、修士論文又は課題研究報告書提出の条件としている。

- ・ 教員によるリサーチセミナーを開催し、研究や社会の動きなどについて月1回教員が持ちまわりで発表し、学生も参加して経済などの現状について知れるようにしている。
- ・ 講義を補完する形で「特別講師プログラム」を実施している。この特別講師プログラムは、カリキュラムの科目分類に対応する形で、財務会計系、管理会計系、監査系および法律系の科目が分野別に設けられており、学生の習熟度やニーズに対応して補習を行えるよう配慮している。特に、会計の基本ともいえる計算力の低い学生については、集中的に別のプログラムを組んで、学力の向上に寄与している。なお、このプログラムは課外講座であり、プログラムへの参加は学生の自由となっている。
- ・ 留学生向けに、eラーニングによる日本語学習を提供している。
- ・ 留学生に対し、日本語（特に論文の書き方）の教育を実施している。日本語教育専門の非常勤講師が担当している。
- ・ 基本科目や基礎科目の内容を習得するための前提知識を備えていない入学者に対応するため、「プレ科目」（企業簿記の基礎、PCリテラシー、経営分析の基礎）が開講されている。
- ・ 学部レベルの基礎知識がない入学生に対して、導入科目という、単位を付与しない科目をe-learningシステムとして入学前に提供しており、また、入学後も数学やマイクロ経済学などの基礎となる学問についての補講を行っている。
- ・ 大学院進学を希望している学生向けに、学部在籍中（4年次）に、大学院科目を履修出来るカリキュラムを提供している。
- ・ 合格者懇談会を開催し、事前学習のための参考文献リストを配布している。
- ・ 一部の授業では、インターネット授業配信システムが運用されており、受けた授業を一定期間に限り、いつでも好きな時に自宅、職場などから授業を聴視することを可能とし、補完的に学べるような環境を整備している。
- ・ 英語支援センター（English Resource Center）において、英語による論文執筆の校閲等の相談を受けている。
- ・ ダブルディグリー在籍学生に対して、遠隔授業で日本国外からも単位が取得できる制度を設けている。
- ・ 英語による授業の履修やビジネスコミュニケーション能力の向上を目指し、課外の英語学習プログラムを、希望する学生に提供している。

4. リカレント教育の実施状況

＜「大学院教育振興施策要綱」で示された取組＞

◇ 企業内の再教育・研修等を目的とした教育プログラムなど企業等におけるキャリアに応じた各大学院におけるリカレント教育の実施状況を調査・公表する

(1) 社会人入学者の割合（表4-1、図4-1）

平成20年度の大学院入学者のうち、社会人の割合は、修士課程(11.4(10.9)%)と比較して、博士課程(33.4(32.0)%)、専門職学位課程(36.8(36.7)%)において高い。また、平成18年度から20年度までの経年変化を見ると、特に博士課程において、その割合が増加傾向にある。

(2) リカレント教育に関する取組（表4-2、図4-2）

70.0(69.3)%の大学院がリカレント教育（職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、いったん社会に出てから行われる教育）の実施あるいは実施に向けた検討を行っている。平成18年度から20年度までの経年変化を見ると、社会人を対象とした学位以外の修了証を授与するプログラムを実施している割合(14.4(10.0)%)が増加傾向にあるが、他の取組は概ね横ばい傾向である。

表4-1 社会人入学者の割合

	国立	公立	私立	合計
修士課程 (社会人入学者数/全入学者数)	7.9% (3,544/44,888)	17.5% (810/4,623)	15.7% (4,685/29,915)	11.4% (9,039/79,426)
博士課程 (社会人入学者数/全入学者数)	32.1% (3,987/12,407)	45.1% (512/1,135)	33.8% (1,637/4,839)	33.4% (6,136/18,381)
専門職学位課程 (社会人入学者数/全入学者数)	36.4% (1,170/3,218)	48.2% (150/311)	36.5% (2,358/6,469)	36.8% (3,678/9,998)

(平成21年3月末現在 大学院活動状況調査)

・ 通信制課程は除く。また、秋季入学者等を含む。「修士課程」には、博士課程(前期)への入学者を含む。

図4-1 社会人入学者の割合（平成18～20年度の推移）

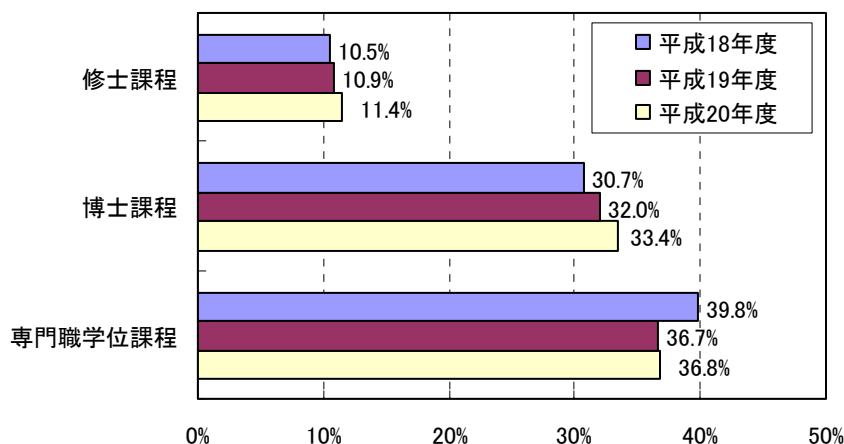
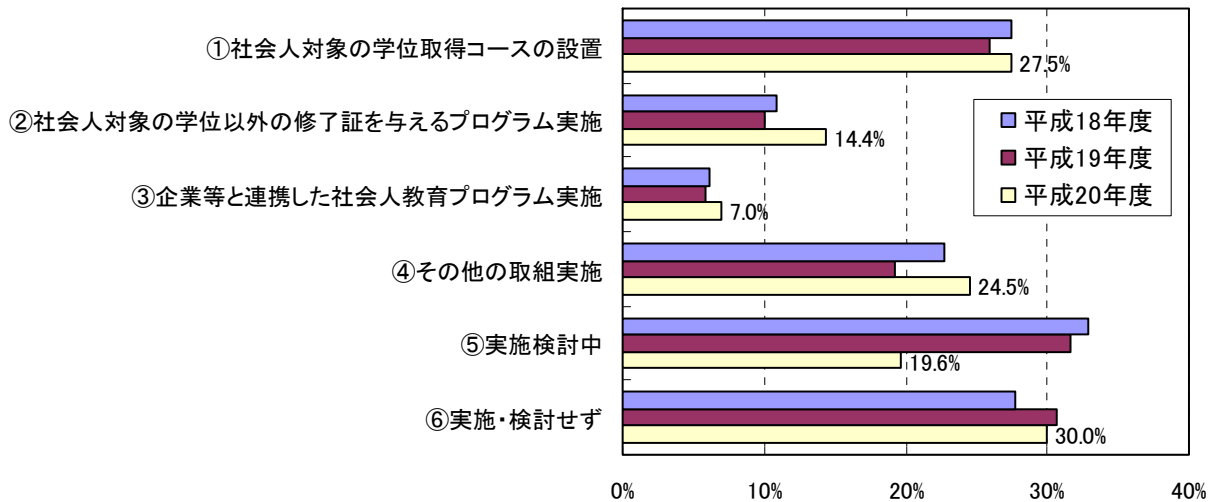


表 4-2 リカレント教育に関する取組（複数回答）

	国立 (大学数：85)	公立 (大学数：65)	私立 (大学数：447)	合計 (大学数：597)
①主に社会人を対象とした専攻など学位取得を目的としたコースを設置している	50 (58.8%)	12 (18.5%)	102 (22.8%)	164 (27.5%)
②社会人を対象とした学位以外の修了証を授与する教育プログラムを実施している	33 (38.8%)	10 (15.4%)	43 (9.6%)	86 (14.4%)
③企業等と連携して開発した社会人を対象とした教育プログラムを実施している	16 (18.8%)	4 (6.2%)	22 (4.9%)	42 (7.0%)
④その他の取組や教育プログラムを実施している	46 (54.1%)	19 (29.2%)	81 (18.1%)	146 (24.5%)
⑤実施について検討している	6 (7.1%)	13 (20.0%)	98 (21.9%)	117 (19.6%)
⑥実施も検討もしていない	7 (8.2%)	19 (29.2%)	153 (34.2%)	179 (30.0%)

(平成21年3月末現在 大学院活動状況調査)

図 4-2 リカレント教育に関する取組（平成18～20年度の推移）



注：平成20年度調査では、「実施検討中」はその他いずれの取組も実施していない場合にのみ該当することを明確化。

【具体的な取組の例】

- ・ あらゆる組織が直面する問題を新たな研究領域として捉え、教育・研究組織は経営学、会計学、社会心理学、情報学、交渉学等の複合分野により構成し、従来の学問の分野には当てはまらない課題を主な研究対象としている。企業、官公庁、民間シンクタンクなどに在職しながら、より高度なマネジメント能力の獲得を志す社会人、学部で習得した専門知識をさらに深化させた研究を目指す学部卒業生、日本においての高度な教育を希望する外国人留学生などを対象に、平日の夜間及び土曜日に授業を開講している。
- ・ 主に中堅・中小企業の次世代を担う人材を対象に、MOTのマネジメントのエッセンスを学びキャリア

アップを目指すプログラム、及び国際競争力強化に向けて経営を理解し、イノベーション促進に向けグローバルな視点で知的財産マネジメントを実践し、企業活動等に貢献できる人材の育成プログラムを実施している。

- 大学、研究機関、公設試験場、各行政機関、支援企業の協力及び連携企業における実習を取入れたインターンシップなど、地域の産学官連携を基盤に特色あるカリキュラムによる食品製造技術者育成を目指すプログラムを実施している。
- すでに現任教員として教育実践経験を持つ者が、日頃の教育現場で必要される高度な英語運用能力や職業人としての専門的な知識を向上させることは勿論、日々の教育実践を通して、英語教師としての技術の向上、生徒理解の促進など、教育者としての自己改革を目指すプログラムを実施している。
- より深く、より広い知識をもったシステムL S I設計技術者（社会人向け）を育成するための教育コースを提供している。ハードウェア、ソフトウェア、そしてそれらを統合する協調設計（コデザイン）に関して、国内のハードウェア設計、組込みソフトウェア技術に関する研究・開発の第一人者による幅広い内容の講義と実践的な実習を通じて教育を行っている。
- 公共政策を機軸に社会の諸問題の認識から政策の実施及び結果の評価に至るまで、社会問題の解決法について教育、研究している。社会の実態と問題状況を的確に把握し、問題解決に必要な公共政策を企画・立案することのできる総合的な政策能力を育成し、公共政策・公共経済分野や非営利分野において問題解決能力を具備した高度な政策スペシャリストと、実務や社会にも貢献できる研究者の養成を目指している。
- 経済、社会、政治等を取り巻く国際的課題を、グローバル化、国際化の視点に立って理論、実務両面から体系的に教育、研究している。国際的舞台で活躍できるマネジメント能力を養成することにより、国内の公共、企業、ソーシャル等の各部門あるいは国際的組織において、国際的課題を処理することのできる専門職業人（国際公務員、国際ビジネスパーソン、NGO職員等）の養成を目指している。
- 食品関連企業・団体と連携して、食品産業にかかわる社会人や食品衛生を学びキャリアアップにつなげたい一般人を対象に、食品製造施設において微生物に対する危害分析や衛生管理を検証できる人材を育成するためのプログラムを実施している。コア科目・選択科目を指定数履修し、コース修了試験に合格した者に修了証明書を発行している。
- 中高年向けのコースを設けている。

シニア大学院 → 52歳以上の大卒者が対象。修了年限が2～4年から自由に選択できる。

シニア研究生 → 大学卒業後30年以上を経た者が対象。単位制ではなく学位は取得できない。在学期間は原則、半年または1年。

5. 専門分野ごとの自己点検・評価の実施状況

＜「大学院教育振興施策要綱」で示された取組＞

◇ 専門分野別自己点検・評価について、その実施状況を調査・公表することなどにより、各大学院の積極的な取組を促す

(1) 専門分野ごとの自己点検・評価（表5-1、2、図5-1）

97.2(96.6)%の大学院において実施、あるいは実施に向けた検討が行われており、特に、全ての研究科又は専攻において実施したとする大学院の割合が68.7(51.9)%と、近年大きく増加傾向にある。

また、自己点検・評価を行っている大学院のうち90.2(77.5)%が、報告書の作成・配布(40.8(39.3)%）、ホームページへの掲載(66.2(28.7)%）等の方法により評価結果の公表を行っている。

表5-1 専門分野ごとの自己点検・評価

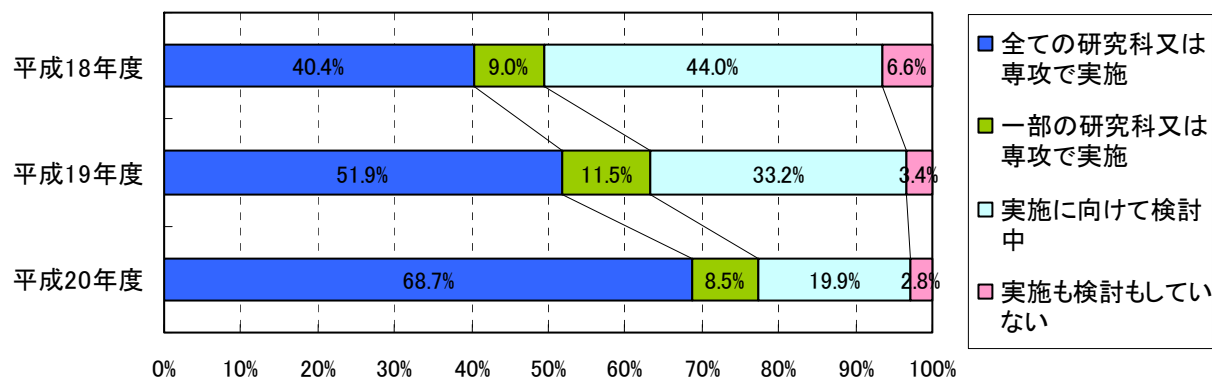
	国立 (大学数：85)	公立 (大学数：65)	私立 (大学数：447)	合計 (大学数：597)
①全ての研究科又は専攻において実施した	55 (64.7%)	43 (66.2%)	312 (69.8%)	410 (68.7%)
②一部の研究科又は専攻において実施した	23 (27.1%)	4 (6.2%)	24 (5.4%)	51 (8.5%)
③実施に向けて検討している	5 (5.9%)	16 (24.6%)	98 (21.9%)	119 (19.9%)
④実施も検討もしていない	2 (2.4%)	2 (3.1%)	13 (2.9%)	17 (2.8%)

表5-2 公表方法（上記で①又は②と回答した大学が対象）（複数回答）

	国立 (大学数：78)	公立 (大学数：47)	私立 (大学数：336)	合計 (大学数：461)
①報告書を作成し、教育関係機関等に広く配布し、公表した	36 (46.2%)	22 (46.8%)	130 (38.7%)	188 (40.8%)
②既存の大学広報誌等を活用して公表した	6 (7.7%)	1 (2.1%)	33 (9.8%)	40 (8.7%)
③ホームページに掲載した	67 (85.9%)	32 (68.1%)	206 (61.3%)	305 (66.2%)
④その他の方法で公表した	8 (10.3%)	4 (8.5%)	40 (11.9%)	52 (11.3%)
⑤公表していない	1 (1.3%)	5 (10.6%)	39 (11.6%)	45 (9.8%)

（平成21年3月末現在 大学院活動状況調査）

図5-1 専門分野別の自己点検・評価（平成18～20年度の推移）



【具体的な取組の例】

- ・ 教員の個人評価を職階別に実施している。具体的には、教員の活動を、①教育活動、②研究活動、③管理運営活動、④社会貢献活動に分け、それぞれについて活動状況把握に必要な項目を設定し、教員データベースに入力されている内容をもとに点数化している。①の教育活動には、学生や大学院生による原著論文作成の指導や国内外における学会・研究集会での発表状況、大学院生の受賞状況なども含まれている。
- ・ 各専攻内共通履修科目に関する成果と問題点等について、専攻ごとの自己点検FDを実施している。
- ・ 次のような自己点検・評価を実施している。
 - (1) 大学全教員を対象とした研究活動調査を実施し、平成16年度から平成19年度までの4年間における研究活動業績について、5段階評価の自己評価を含めて情報収集を行い、研究活動業績データを収集。
 - (2) 提出のあった研究業績データを23の専門分野に分類するとともに、専門分野毎に基準策定及び判定を行うための専門委員会を設立。
 - (3) 分野毎の専門委員会の下、研究活動業績の評価基準表の作成並びにそれに基づく研究活動業績の判定作業を実施。
- ・ 「自己点検・評価運営委員会」が策定した実施計画及び到達目標に基づき、自己点検・評価を実施し、その結果について、毎年「自己点検・評価報告書」「大学基礎データ集」として総括している。これらとは別に、4年毎に「専任教員の教育・研究業績集」を刊行している。

6. 外国人学生、外国人教員の受入れ状況

＜「大学院教育振興施策要綱」で示された取組＞

◇ 外国人学生比率、外国人教員比率及び各大学の外国人受入れのための取組を調査・公表する

(1) 外国人学生(留学生)の割合、受入れに関する取組 (表6-1~3、図6-1、2)

平成20年度の大学院在籍者に占める外国人学生の割合は、11.3(11.1)%となっており、平成18年度~20年度までの経年変化を見ると、微増傾向にある。また、平成20年度の大学院入学者に占める留学生の割合を調査したところ、博士課程(17.5%)、修士課程(10.0%)、専門職学位課程(3.4%)の順に高くなっている。

また、外国人学生受入れのための取組については、79.9(76.4)%の大学院において実施、あるいは実施に向けた検討が行われている。

(2) 外国人教員の割合、受入れに関する取組 (表6-4、5、図6-3、4)

平成20年度の外国人教員の割合は、本務者のうち3.5(3.4)%、兼務者のうち6.6(6.7)%となっており、経年変化を見ると、概ね横ばい傾向にある。

また、外国人教員受入れのための取組については、47.4%(41.5%)の大学院において実施、あるいは実施に向けた検討が行われている。

表6-1 外国人学生の割合 (平成20年度)

	国立	公立	私立	合計
修士課程・博士課程・ 専門職学位課程 (外国人学生数/全在籍者数)	11.5% (17,695/153,813)	8.5% (1,250/14,704)	11.4% (10,753/94,169)	11.3% (29,698/262,686)

(平成20年5月1日現在 学校基本調査)

- ・ 「外国人学生」とは、「国費留学生」「私費留学生」「留学生以外の外国人学生」をいう。
- ・ 聴講生、選科生、研究生等を除く。

図6-1 外国人学生の割合 (平成18~20年度の推移)

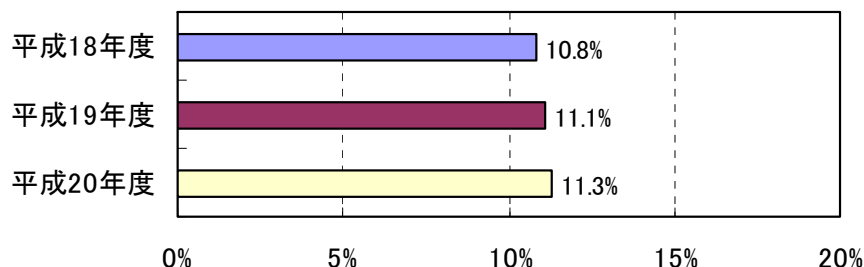


表 6-2 留学生入学者の割合（平成 20 年度）

	国立	公立	私立	合計
修士課程 (留学生数/全入学者)	8.9% (4,001/44,888)	6.9% (321/4,623)	12.0% (3,584/29,915)	10.0% (7,906/79,426)
博士課程 (留学生数/全入学者)	20.1% (2,493/12,407)	8.2% (93/1,135)	13.1% (634/4,839)	17.5% (3,220/18,381)
専門職学位課程 (留学生数/全入学者)	3.2% (102/3,218)	1.9% (6/311)	3.6% (232/6,469)	3.4% (340/9,998)

(平成 21 年 3 月末現在 大学院活動状況調査)

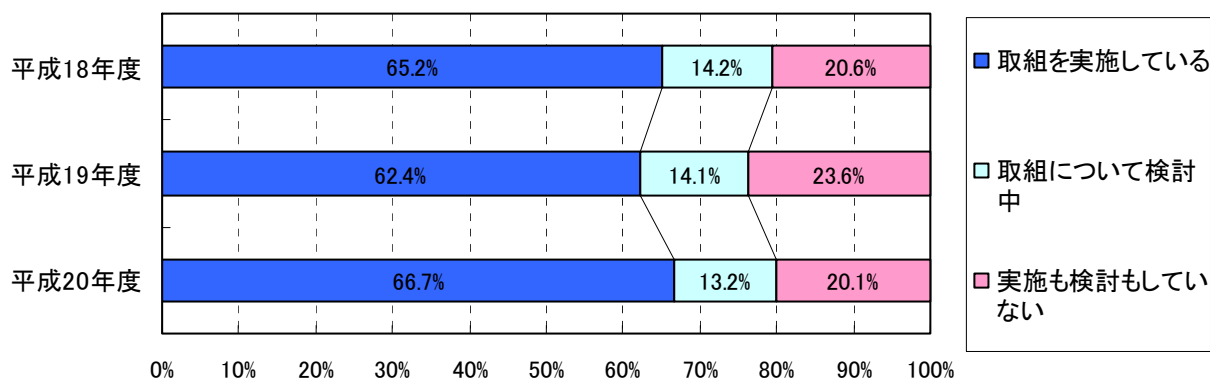
- ・ 通信制課程は除く。また、秋季入学者等を含む。「修士課程」には、博士課程(前期)への入学者を含む。
- ・ 聴講生、選科生、研究生等を除く。

表 6-3 外国人学生の受入れに関する取組

	国立 (大学数：85)	公立 (大学数：65)	私立 (大学数：447)	合計 (大学数：597)
①取組を実施している	79 (92.9%)	40 (61.5%)	279 (62.4%)	398 (66.7%)
②取組の実施について検討している	3 (3.5%)	10 (15.4%)	66 (14.8%)	79 (13.2%)
③実施も検討もしていない	3 (3.5%)	15 (23.1%)	102 (22.8%)	120 (20.1%)

(平成 21 年 3 月末現在 大学院活動状況調査)

図 6-2 外国人学生の受入れに関する取組（平成 18~20 年度の推移）



【具体的な取組の例】

- ・ 外国（中国）オフィスでの入学者選抜を実施している。
- ・ 入学試験を受験するために来日することが困難な外国人に対して、書類選考による入学者選抜を実施している（入学後に主任として受け入れる教員の推薦書による保証が必要）。
- ・ 入学試験を 2 回に分け、10 月にも実施することで、入学・卒業時期の異なる留学生に配慮している。
- ・ 海外の受験生に対するインターネットを利用した面接試験を実施している。
- ・ 留学生宿舍を設置し、安価で提供している。
- ・ 留学生支援室を設置し、修学及び生活指導等を実施している。
- ・ 日本人学生をチューターとして配置し、大学生活等で分からないことの相談や世話をしている。

- ・ 入学試験において、外国人留学生等特別選抜を実施している。
- ・ 大学院入試において、英語での回答が可能ないように問題文は日本語と英語を併記している。また、英語での授業や、英語のテキスト・講義資料の作成を実施している。
- ・ 博士課程において英語による研究指導等により修了できるプログラムを実施している。
- ・ 英語による授業科目を順次増やしており、外国人留学生（日本人学生も履修可）に提供している。
- ・ 留学生担当を専門とする職員を配置し、入学相談及び入学後の学生生活に至るまで対応している。また、学外で開催される留学生フェア等に積極的に参加し、教職員と一体で広報に努めている。
- ・ 大学間（部局間）交流協定が年々増加している。これら交流協定に基づき大学院レベルの交換留学生を特別聴講学生、又は特別研究学生として受け入れている。
- ・ 海外大学と提携し、ダブルディグリー取得を目指す大学院生を受け入れている。
- ・ 本学に入学予定の外国人留学生からの依頼により、査証取得に必要な「在留資格認定証明書」の入国管理局への申請から本人への同証明書送付までを大学として一括して取り扱っている。
- ・ シラバスを外国語化している。
- ・ 初級者向け日本語クラスを学内に設け、地元のボランティア団体を紹介するなどして、生活環境に慣れるよう配慮している。
- ・ 英語をキャンパス内の公用語とし、留学生専用のコースを設けるのではなく、日本人・留学生が共に同じクラスで学べるようにしている。

表 6 - 4 外国人教員の割合（平成 20 年度）

	国立	公立	私立	合計
本務者 (外国人教員/大学全体の教員数)	2.5% (1,551/61,019)	3.2% (386/12,073)	4.1% (3,938/96,822)	3.5% (5,875/169,914)
兼務者 (外国人教員/大学全体の教員数)	5.1% (1,795/35,039)	5.2% (666/12,767)	7.2% (9,099/126,613)	6.6% (11,560/174,419)

（平成 20 年 5 月 1 日現在 学校基本調査）

- ・ 「本務者」とは、学部所属の教員及び教養部、大学院、附属病院、附置研究所等に勤務する教員。
- ・ 「兼務者」とは、教員として勤務している者のうち、本務以外の者。本務・兼務の区別は、原則として辞令面による。

図 6 - 4 外国人教員の割合（平成 18~20 年度の推移）

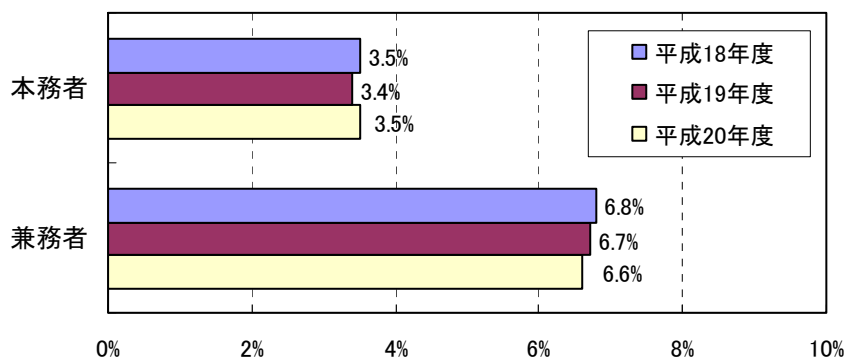
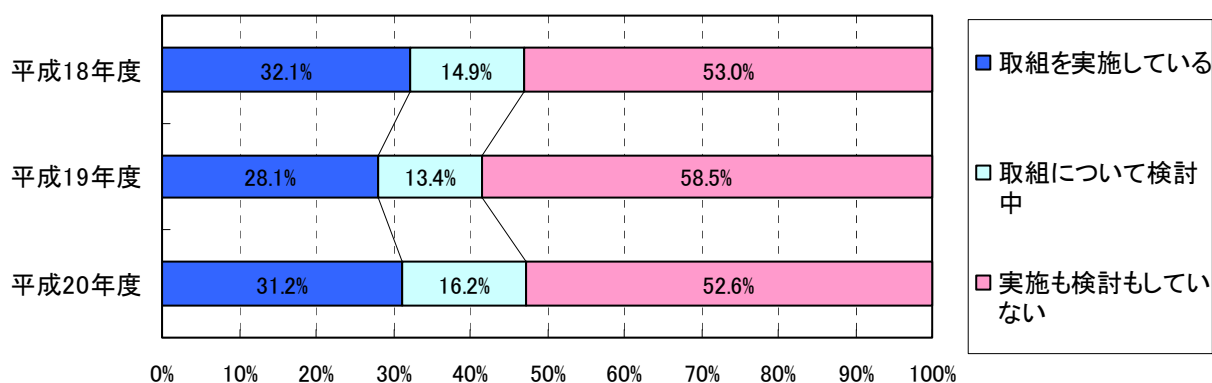


表 6-5 外国人教員の受入れに関する取組

	国立 (大学数：85)	公立 (大学数：65)	私立 (大学数：447)	合計 (大学数：597)
①取組を実施している	56 (65.9%)	26 (40.0%)	104 (23.3%)	186 (31.2%)
②取組の実施について検討している	11 (12.9%)	8 (12.3%)	78 (17.4%)	97 (16.2%)
③実施も検討もしていない	18 (21.2%)	31 (47.7%)	265 (59.3%)	314 (52.6%)

(平成21年3月末現在 大学院活動状況調査)

図 6-5 外国人教員の受入れに関する取組（平成18～20年度の推移）



【具体的な取組の例】

- ・ 中期計画において、外国人教員の採用を促進し、大学教員の3%の構成という数値目標を掲げ、外国人教員の採用・登用の拡大に努めている。
- ・ 外国人教員の任用を促進するため、期間を定めて雇用できる特例措置を設け、運用している。
- ・ 特任教員については、年俸制を導入しており、海外の著名な研究者を教授会の決定などに基づき、高い給与設定で招へいすることを可能としている。また、希望に応じ宿泊施設の貸与を実施している。
- ・ 教員の国際公募制を導入し、国際的な学会組織やニューズレター等への募集広告の掲載、主要大学院への募集広告の送付等を実施している。
- ・ 教授会運営や日々の業務連絡などを英語により行い、外国人教員であっても不自由なく参画できるキャンパス運営を採っている。また、英語での対応が可能な職員の配置を行っている。
- ・ 外国人教員の採用については、原則公募とし、業績・能力等で同等な応募者があれば、外国人教員を優先して採用する等の配慮を行っている。
- ・ 海外在住者に対する教員公募応募者への面接実施体制について、パソコンを利用したIP電話による面接実施や、IP電話が利用困難な場合は旅費及び宿泊費を支給し、本学で面接を実施している。
- ・ 採用時に任期付きの招聘教員の契約で雇用し、その後、外国人教員の教育研究の実績等により、日本人教員と同様のパーマネント契約に移行している。
- ・ 外国人の採用を推進するため、履歴書の様式の英語化を図るなど、就業環境の改善を図っている。
- ・ 外国人教員対象の宿舎を整備している。
- ・ ビザなどの入国・在留に係る行政手続サポート、給与・手当・福利厚生等人事面の情報提供を充実している（規則・様式等の英語版整備）。

7. その他の調査結果

「大学院教育振興施策要綱」に明記されている調査事項の他に「研究指導委託の実施状況」「社会人特別選抜実施大学数等」「専任教員のうち当該大学出身者、博士号取得者」「長期・短期在学コース実施大学数」「連携大学院実施大学数」「サテライト教室実施大学数」「博士課程学生に対する多様なキャリアパス形成支援の実施大学数」「博士課程修了後の進路状況」についても同時に調査を行った。結果は以下のとおり。

(1) 研究指導委託による受入・派遣人数 (表7-1)

大学院設置基準第13条第2項により、学生が他の大学院又は研究所等で必要な研究指導を受けることができる制度

平成20年度に受入を行った学生数は1,005(919)人、派遣を行った学生数は1,775(1,229)人となっている。

表7-1 研究指導委託による受入・派遣人数 (単位：人)

	国立		公立		私立		合計	
	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣
修士課程	327	257	7	40	63	549	397	846
博士課程	494	685	12	67	102	177	608	929
合計	821	942	19	107	165	726	1,005	1,775

(平成21年3月末現在 大学院活動状況調査)

(2) 社会人に対する特別の入学者選抜を実施している大学数及び入学者数 (表7-2、3)

平成20年度において、国公立を通じて75.2(73.4)%の大学が社会人に対する特別の入試選抜を実施しており、入学者数の割合は博士課程(16.5(18.1)%)、専門職学位課程(13.8(11.1)%、修士課程(6.6(6.6)%の順に高くなっている。

表7-2 実施大学数

国立 (大学数：85)	公立 (大学数：65)	私立 (大学数：447)	合計 (大学数：597)
72 (84.7%)	43 (66.2%)	334 (74.7%)	449 (75.2%)

表7-3 入学者数 (平成20年度)

	国立	公立	私立	合計
修士課程 (社会人選抜入学者数/全入学者数)	4.0% (1,803/44,888)	10.9% (504/4,623)	9.9% (2,958/29,915)	6.6% (5,265/79,426)
博士課程 (社会人選抜入学者数/全入学者数)	16.6% (2,063/12,407)	11.0% (125/1,135)	17.4% (842/4,839)	16.5% (3,030/18,381)
専門職学位課程 (社会人選抜入学者数/全入学者数)	20.3% (654/3,218)	14.1% (44/311)	10.5% (679/6,469)	13.8% (1,377/9,998)

(平成21年3月末現在 大学院活動状況調査)

- ・ 通信制課程は除く。また、秋季入学者等を含む。「修士課程」には、博士課程(前期)への入学者を含む。

(3) 専任教員のうち当該大学出身者、博士号取得者 (表7-4、5)

平成20年5月に在籍している専任教員(大学設置基準第12条に基づく(非常勤ではない)教員)のうち、当該大学出身者(今回の調査では「所属する大学において全ての学位を取得し、かつその後の職歴において当該大学以外で本務を経験していない者」と新たに定義)の割合は、修士課程(11.3%)、5年一貫性の博士課程(6.5%)、博士課程(後期)(13.7%)、専門職学位課程(7.3%)と比較して、医歯獣医学の博士課程(23.3%)において比較的高くなっている。

また、専任教員数のうち博士号を既に取得した教員の割合は、修士課程(70.0(68.2)%)、5年一貫性の博士課程(92.4(89.4)%)、博士課程(後期)(78.8(77.2)%)、医歯獣医学の博士課程(84.7(81.2)%)と比較して、専門職学位課程(31.8(33.1)%)において低くなっている。

表7-4 専任教員のうち当該大学出身者の割合

	国立	公立	私立	合計
修士課程、博士課程(前期)	12.4%	9.0%	10.4%	11.3%
5年一貫性の博士課程	6.0%	(該当なし)	12.1%	6.5%
博士課程(後期)	15.1%	8.3%	12.9%	13.7%
医歯獣医学の博士課程	17.4%	37.1%	26.4%	23.3%
専門職学位課程	8.7%	2.3%	6.7%	7.3%

(平成20年5月1日現在 大学院活動状況調査)

- ・ 「当該大学出身者」とは、所属する大学において全ての学位を取得し、かつその後の職歴において当該大学以外で本務を経験していない者をいう。

表7-5 専任教員のうち博士号取得者の割合

	国立	公立	私立	合計
修士課程、博士課程(前期)	77.5%	68.7%	61.0%	70.0%
5年一貫性の博士課程	94.4%	(該当なし)	70.1%	92.4%
博士課程(後期)	86.8%	74.4%	68.2%	78.8%
医歯獣医学の博士課程	90.4%	91.7%	78.6%	84.7%
専門職学位課程	35.9%	47.7%	28.5%	31.8%

(平成20年5月1日現在 大学院活動状況調査)

(4) 長期在学コース・短期在学コース実施大学数

① 長期在学コース

大学院設置基準第3条第2項及び専門職大学院設置基準第3条第1項に規定する、修士課程・専門職学位課程の標準修業年限が2年を超えるコース、及び専門職大学院設置基準第18条第3項に規定する、法科大学院の標準修業年限が3年を超えるコース

国立大学 34 大学 68 研究科(国立大学の40.0%の大学が実施)

公立大学 15 大学 31 研究科(公立大学の23.1%の大学が実施)

私立大学 79 大学 138 研究科(私立大学の17.7%の大学が実施)

② 短期在学コース

大学院設置基準第3条第3項及び専門職大学院設置基準第3条第1項に規定する、修士課程・専門職学位課程の標準修業年限が1年以上2年未満のコース

国立大学 23 大学 33 研究科(国立大学の27.1%の大学が実施)

公立大学 1 大学 1 研究科(公立大学の1.5%の大学が実施)

私立大学 42 大学 64 研究科(私立大学の9.4%の大学が実施)

(平成21年3月末現在 大学院活動状況調査)

(5) 連携大学院実施大学数(制度創設：平成元年)

大学院設置基準第13条第2項に基づき、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育方法

国立大学 53 大学 129 研究科(国立大学の62.4%の大学が実施)

公立大学 14 大学 26 研究科(公立大学の21.5%の大学が実施)

私立大学 49 大学 82 研究科(私立大学の11.0%の大学が実施)

(平成21年3月末現在 大学院活動状況調査)

(6) サテライト教室実施大学数

「大学院設置基準第15条」及び「大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件(平成15年文部科学省告示第43号)」に基づき設置するもの、いわゆる「サテライト教室」

国立大学 31 大学 43 研究科(国立大学の36.5%の大学が実施)

公立大学 11 大学 15 研究科(公立大学の16.9%の大学が実施)

私立大学 65 大学 98 研究科(私立大学の14.5%の大学が実施)

(平成21年3月末現在 大学院活動状況調査)

(7) 博士課程学生に対する多様なキャリアパス形成支援の実施大学数

① インターンシップ実施大学数

国内外企業、NPO、他大学、独立行政法人、地方自治体、省庁への派遣

国立大学 42 大学 75 研究科(国立大学の49.4%の大学が実施)

公立大学 7 大学 7 研究科(公立大学の10.8%の大学が実施)

私立大学 16 大学 21 研究科(私立大学の3.6%の大学が実施)

② その他の取組実施大学数

社会人対象の高度専門職業人・研究者養成、専門看護師、専門薬剤師、ビジネスリーダー、経営人材の養成、公務員養成、現職公務員のスキルアップ等の取組を実施する大学数

国立大学 30 大学 43 研究科(国立大学の35.3%の大学が実施)

公立大学 6 大学 7 研究科(公立大学の9.2%の大学が実施)

私立大学 28 大学 42 研究科(私立大学の6.3%の大学が実施)

(平成21年3月末現在 大学院活動状況調査)

(8) 博士課程修了後の進路状況 (表7-6)

平成20年度学校基本調査の「卒業後の状況調査」において、「就職者」及び「一時的な仕事に就いた者」と「左記以外の者」の内訳について調査したところ、「就職者」10,239人のうち「ポスドク等」は1,121人(10.9%)、「一時的な仕事に就いた者」と「左記以外の者」の合計4,035人のうち「ポスドク等」は1,106人(27.4%)となっている。

表7-6 博士課程修了後の進路状況 (平成20年度学校基本調査の補足調査)

	「就職者」		「一時的な仕事に就いた者」と 「左記以外の者」の合計数	
		うち「ポスドク等」に なっている者		うち「ポスドク等」に なっている者
人文科学 (うち国/公/私)	418	27(6.5%) (14/1/12)	561	91(16.2%) (68/0/23)
社会科学 (うち国/公/私)	517	41(7.9%) (32/0/9)	422	77(18.2%) (43/3/31)
理学 (うち国/公/私)	985	171(17.4%) (144/10/17)	466	282(60.5%) (279/2/1)
工学 (うち国/公/私)	2,501	214(8.6%) (161/2/51)	836	182(21.8%) (173/2/7)
農学 (うち国/公/私)	686	165(24.1%) (154/2/9)	324	98(30.2%) (89/6/3)
保健 (うち国/公/私)	3,891	361(9.3%) (287/21/53)	788	181(23.0%) (161/4/16)
家政 (うち国/公/私)	38	2(5.3%) (0/1/1)	14	0(0.0%) (0/0/0)
教育 (うち国/公/私)	179	11(6.1%) (5/0/6)	107	14(13.1%) (13/0/1)
芸術 (うち国/公/私)	21	1(4.8%) (0/0/1)	92	20(21.7%) (19/0/1)
その他 (うち国/公/私)	1,003	128(12.8%) (111/1/16)	425	161(37.9%) (158/1/2)
合計 (うち国/公/私)	10,239	1,121(10.9%) (908/38/175)	4,035	1,106(27.4%) (1,003/18/85)

(平成20年5月1日現在 大学院活動状況調査、学校基本調査)

- ・ 「ポスドク等」とは、博士の学位を取得後、①大学等の研究機関で研究業務に従事している者であって、教授・准教授・助教・助手等の職にない者や、②独立行政法人等の研究機関において研究業務に従事している者のうち、任期を付して任用されている者であり、かつ所属する研究グループのリーダー・主任研究員等でない者をいう。(博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学した者(いわゆる「満期退学者」)のうち①、②に該当する者)を含む。)
 - ・ 通信制課程は除く。

大学院教育振興施策要綱

平成18年3月30日
文 部 科 学 省

第一 趣旨

「知識基盤社会」において、大学とりわけ大学院が果たすべき役割は極めて大きく、学士課程における教育の充実に加え、大学院の人材養成機能を強化し、国際的に魅力ある大学院教育を構築していくことが急務である。このため、「新時代の大学院教育-国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて-」（中央教育審議会平成17年9月5日答申）を踏まえ、各国公私立大学における大学院教育の充実・強化を図る観点から、今後の大学院教育の改革の方向性及び早急に取り組むべき重点施策を明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図ることを目的として、大学院教育振興施策要綱を策定する。

第二 実施期間

平成18年度から平成22年度まで

第三 今後の大学院教育改革の方向性

各大学院における教育の実質化の取組を支援し、学位の国際的な通用性、信頼性の向上を図るとともに、世界的な教育研究拠点の形成を進めることにより、国際的に魅力ある大学院教育の構築を図る。

具体的には、次に掲げる改革の方向性に沿った施策を実施する。

- ◆大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）
- ◆国際的な通用性、信頼性（大学院教育の質）の確保
- ◆国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成

第四 具体的な取組施策

1 大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）

（1）課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立

ア 各課程・専攻ごとの人材養成目的の明確化と教育の実質化

大学院においては、学部段階における教養教育とこれに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための、深い知的学識を涵養する教育を行うことが基本であり、各大学院が体系的なカリキュラムを提供し、

組織的な教育展開を強化するため、各課程（修士課程、博士課程、専門職学位課程）、専攻ごとにそれぞれの人材養成目的を明らかにすることを各大学に求め、それに即した教育研究体制の構築や教育研究活動の実施を促進する。

- ・各大学院が人材養成目的を明らかにすることについて、平成18年度までに大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）上関係規定を置く
- ・教育の実質化に関する各大学院の意欲的かつ優れた取組を重点的に支援するとともに、事例集の発行等を通じ全国的な普及・展開を図る
- ・修士課程、博士課程及び専門職学位課程（専門職大学院）のそれぞれの目的の一層の明確化を図るため、専門職大学院の実績も踏まえ、それぞれの相互関係や改善点について検討する

イ 教員組織体制の見直し等

各課程の人材養成目的に即して、多様な形で、教育研究体制の構築や研究活動を実施できるよう条件整備を図る。また、関係する教員が、養成しようとする人材像についての認識を組織的に共有し、学生に修得させるべき知識・能力の具体化を図るとともに、社会の要請等に的確に対応した人材養成を行っているかどうかを互いに確認することを促進する。

- ・新たな職として創設される「助教」について、「専任教員」に位置づけるとともに、教員組織については、各課程の人材養成目的に応じて、各大学が自由に設計できることを平成18年度までに大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）上明確化する
- ・課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研修・研究（ファカルティ・ディベロップメント（FD））の実施について、平成18年度までに大学院設置基準上関係規定を置く
- ・授業及び研究指導の内容や学修の成果及び学位論文に係る評価の基準等をあらかじめ明示することについて、平成18年度までに大学院設置基準上関係規定を置く
- ・大学院を担当する教員を修士課程と博士課程の専攻それぞれ一つまでは研究指導教員として取り扱うことができることについて、平成18年度までに大学院設置基準上明確化する

ウ 教育の課程の編成の柔軟化

各課程の人材養成目的に応じた柔軟な教育の課程の編成と単位制度の実質化のための条件整備を図る。

- ・平成18年度までに主専攻・副専攻制、ジョイントディグリーなどの複合的な履修取組に関する調査研究を実施し、その円滑な実施方策等について検討する

- ・講義と実習など複数の授業の方法を組み合わせた授業科目が導入しやすくなるよう単位の計算方法について平成18年度までに大学院設置基準上明確化する
- ・修士課程及び博士課程（前期）の修了要件について、各課程の目的に応じて、修士論文の審査又は特定課題の研究など一定の学修成果の審査を課すことを平成18年度までに大学院設置基準上明確化する

エ 円滑な博士の学位授与の促進

厳格な成績評価と適切な研究指導により、標準修業年限内に学位を授与することのできる体制の整備等を促進し、課程制大学院制度の趣旨の徹底を図る。

- ・各大学院における学位授与の円滑化に関する取組や学位授与状況を調査・公表する等により、学位授与の円滑化に関する積極的な取組を促す
- ・成績評価基準等を明示し、当該基準に従って適切に課程の修了の認定を行うことについて、平成18年度までに大学院設置基準上関係規定を置く

(2) 学生に対する修学上の支援

博士課程（後期）在学者等を対象として、TA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）をはじめとした経済的支援の強化を図る。また、多様な学修歴を持つ学生が互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨いていく環境を醸成するため、学生の流動性の拡大を図る。

- ・特別研究員事業（フェローシップ）及びTA・RA等としても活用可能な競争的資金の充実を図る
- ・各大学院における奨学金や授業料免除などの経済的支援制度の状況を調査・公表する等により、各大学院の経済的支援制度の充実を促す
- ・大学院への進学を希望する学生等のニーズを踏まえつつ、（独）日本学生支援機構における奨学金（予約採用）の決定時期の早期化を図る
- ・多様な学修歴を有する学生に対する補完的な教育プログラムの策定状況を調査・公表する等により、各大学院の補完的な教育プログラムの積極的な提供を促す

(3) 若手教員等の教育研究環境の改善

博士課程学生、ポスドク、助教等の若手教員等が安全で効果的に教育研究に専念できる教育研究環境の整備を進めるため、計画的な施設整備の充実を支援する。その際、若手教員等のスペースの確保等に向けた施設マネジメントの取組みを促す。

また、博士課程学生、ポスドク、助教等の各段階に応じて体系的に支援を実施するとともに、流動性の拡大を図る。

- ・国立大学法人等の施設整備に当たっては、「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づき、重点的・計画的な整備を推進するとともに、若手研究者等に対するスペース確保等を促進するための施設マネジメントの取組状況を事業採択時の評価の一指標とする
- ・私立大学については、若手教員等の教育研究環境の整備が積極的に進められるよう、研究施設・設備に対する支援の充実を図る
- ・若手研究者に自立性と活躍の機会を与える仕組みを導入する大学等を支援する
- ・科学研究費補助金による若手研究者向け研究費及び特別研究員事業の充実を図る
- ・若手教員等に対するスペースの確保等、その自立性や流動性を高めるための取組を競争的な支援制度の審査・評価の一指標とする

(4) 産業界等と連携した人材養成機能の強化

人材養成における産業界と大学院の協力関係を推進し、産業界等社会のニーズと大学院教育のマッチングを促進する。

また、多様な学修歴を持つ社会人の大学院教育に対する期待にこたえるため、大学院教育へのアクセスの拡大を一層推進する。

- ・産学協同による教育プログラムの開発や各大学の単位認定を前提とした長期間の実践的なインターンシップを支援する
- ・ITスペシャリスト等新たなニーズに対応した人材を養成するためのプログラムの開発等を支援する
- ・先端的な融合研究領域について大学と産業界が協働で取り組む研究・人材育成拠点の形成を支援する
- ・各分野における専門職学位課程の基礎となる教育内容・方法について大学関係者と関係する団体・職能団体等が連携して共通の課程の在り方の社会的定着と制度的な確立を図る取組みについて支援する
- ・社会人として一定の研究実績や能力を有する者を対象に、その研究歴等を勘案した上で適切な教育・研究指導を行い、学位を与える博士課程短期在学コースの創設を検討する
- ・平成18年度までに学位以外の履修証明に関する調査研究を実施し、その社会的な定着方策等について検討する
- ・博士号取得者が社会の多様な場で活躍するための、企業等と博士号取得者の出会いの場の創出等によるキャリア形成支援や環境整備を行う大学等を支援する
- ・企業内の再教育・研修等を目的とした教育プログラムなど企業等におけるキャリアに応じた各大学院におけるリカレント教育の実施状況を調査・公表する
- ・大学院教育の実質化や学位取得者の活用等に関し、大学側と産業界側の意見交換のためのシンポジウム等を開催するとともに、定期的な協議を行う

(5) 各分野のバランスのとれた発展

人文・社会科学、自然科学の各分野における人材養成機能や研究機能のバランスのとれた充実・発展を図るため、社会の要請も踏まえつつ、特に、現状では、国際的に見て大学院在学者の割合が低い人文・社会科学系の大学院の強化を図る。

また、大学院における専門応用能力を培う機能を高めるため、人材養成目的に応じ、地球環境、人口、経済等の現代的諸問題の分析・解決に資する、人文・社会科学及び自然科学分野の適切な連携による教育の充実を図る。

- ・人文・社会系分野の大学院の優れた改革構想等について、重点的な支援を実施する

2 国際的な通用性、信頼性（大学院教育の質の確保）の向上

(1) 実効性ある大学院評価の取組の推進

専門分野別自己点検・評価の促進を図るとともに、専門分野別第三者評価の形成・導入支援を行う。

なお、専門職大学院の認証評価については、法科大学院以外の各分野についても適切な評価がなされるよう取り組む。

- ・専門分野別自己点検・評価について、その実施状況を調査・公表することなどにより、各大学院の積極的な取組を促す
- ・試行的な専門分野別第三者評価のための調査研究を実施するとともに、その結果等も踏まえ、専門分野別第三者評価の在り方について検討する
- ・教員の学位の保有状況、「専任教員」の考え方等、教員組織の在り方に関する評価の視点やルールの明確化を図る
- ・大学院等の開設について、各課程の目的に応じた審査の観点の明確化や大学院大学に関する審査期間の確保等、設置審査の改善を図るとともに、設置後のフォローアップの充実を図る
- ・大学院教育に係る国際的な相対評価基準等について検討する

(2) 国際貢献・交流活動の活性化

各大学院における教育研究を通じた国際貢献・交流を推進するための国際化戦略を支援し、先進的な取組等について公表する。

国際的な大学の質の保証に関する協議に積極的に参加・貢献する。

- ・各大学院の国際化戦略を支援する
- ・外国人学生比率、外国人教員比率及び各大学の外国人受入れのための取組を調査

・公表する

- ・ 渡日前から、帰国後に至る体系的な留学生支援体制の充実、卒業後の活躍の場の拡大等を総合的に推進する
- ・ 国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するユネスコ・OECD等の国際的な枠組みに積極的に参加・貢献する
- ・ 大学の積極的な情報発信を促すとともに、高等教育機関に関する情報ネットワークの整備を図る

3 国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成

創造性、柔軟性豊かな質の高い研究者等の養成が期待される大学院（専攻）を重点的に支援する。

- ・ 平成19年度からポスト「21世紀COEプログラム」を実施し、すべての学問分野を対象として、世界最高水準の卓越した教育研究の実施が期待される拠点を重点的に支援する
- ・ 国立大学法人等の施設整備に当たっては、大学等の実状も踏まえ、「21世紀COEプログラム」の取組状況等を含め、教育研究の活性化状況を勘案する
- ・ 私立大学の研究機能を強化する観点から、拠点形成に必要な施設・設備等に対する支援の充実を図る
- ・ 平成19年度までに国際的な教育研究拠点の評価手法等を検討する

第五 取組施策の評価

大学院教育振興に係る個別の取組施策の達成状況等について、毎年度調査・公表するとともに、必要に応じ本要綱の見直しを行う。

また、実施期間終了後に大学院教育改革状況について取りまとめ、その具体的な成果等について公表する。